

基礎年金制度と国民年金保険料免除制度の意義

基礎年金制度の創設により、給付面では、全国民共通の基礎的給付を確保。
 負担面では、無収入者や極めて低所得の者も対象とする国民年金制度においては、国民皆年金の実を挙げ、給与所得者を対象とする被用者年金制度との負担面の公平を確保するためには、免除制度の適確な運用が重要。

昭和61年4月以前

(各制度が分立)

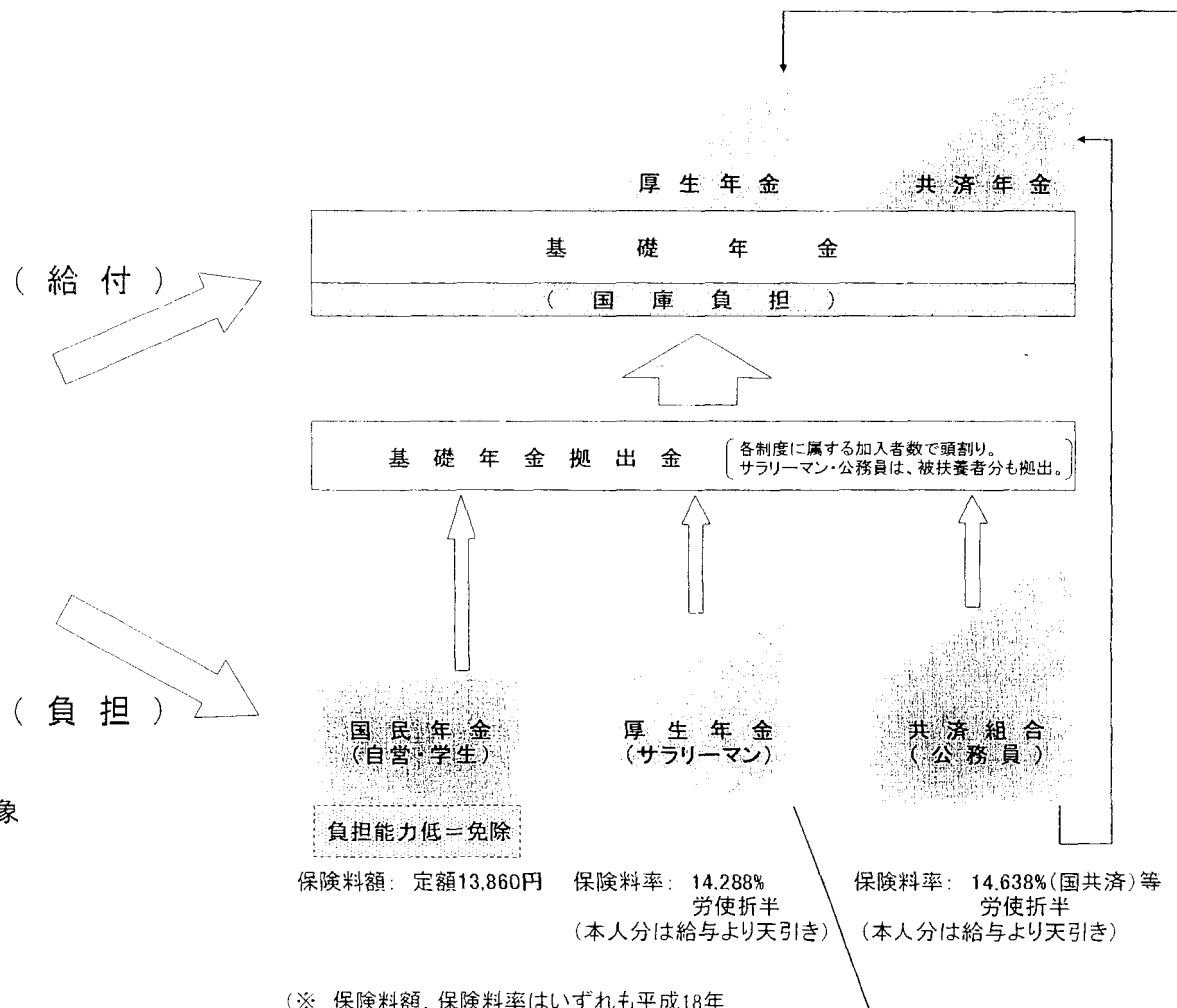


昭和36年度より(旧)国民年金制度が実施される

- ・厚生年金や共済年金の対象とならない者(自営業者等)が対象
- ・それ以前は、自営業者等については公的年金が存在せず

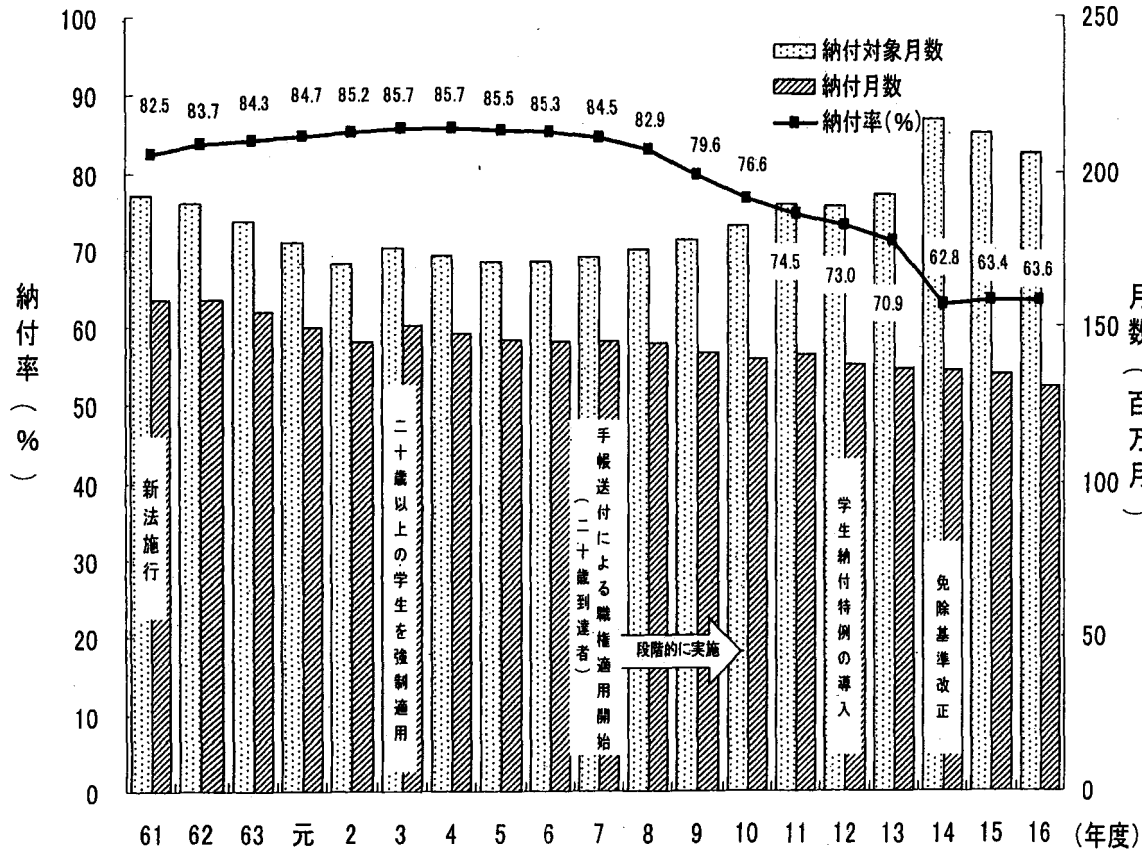
→ **国民皆年金の実現**

昭和61年4月～



国民年金保険料の納付率の推移と現状

～ 納付率は下げ止まりから反転へ ～



納付率の推移

	14年度	15年度	16年度	18年3月末現在
14年度分保険料	62.8%	65.4%	66.9%	
15年度分保険料		63.4%	65.6%	67.4%
16年度分保険料			63.6%	66.0%
17年度分保険料				66.7%

※ 時効前（納期から2年以内）に納付する者を含めると約7割が納付

(目標納付率)

16年度目標	17年度目標	18年度目標	19年度目標
65.7%	69.5%	74.5%	80.0%

15年7月に国民年金特別対策本部において、中長期的な目標納付率（80%）を設定。16年10月に行動計画において、年度別の目標納付率を設定。

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

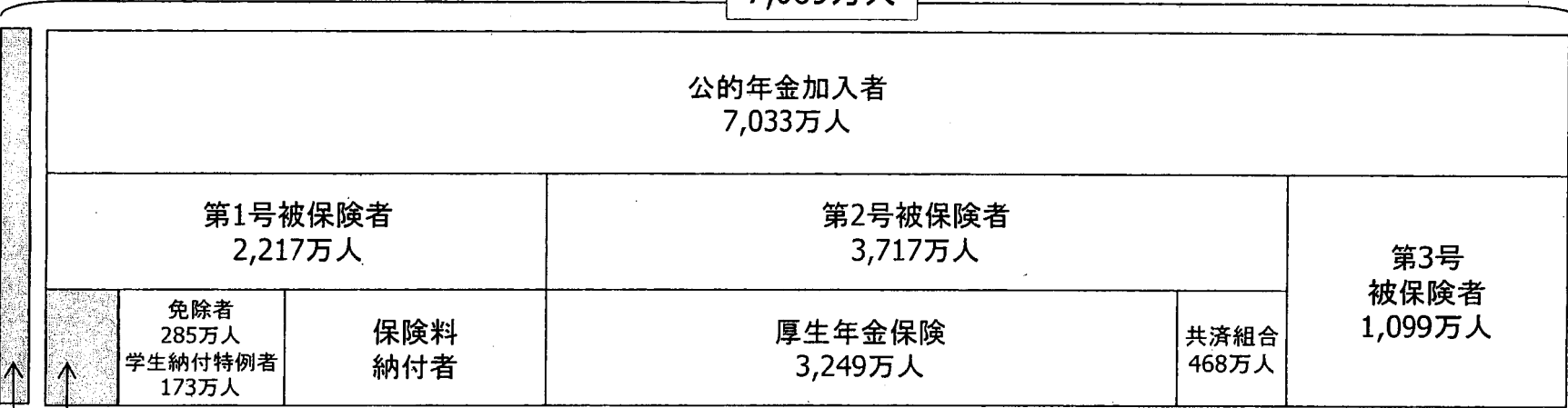
・納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

国民年金の加入・納付の状況

- 未納者(平成16年度末までの過去2年間の保険料が未納となっている者)は約420万人、未加入者は約40万人
- 公的年金加入対象者全体で見ると、約93%の者が保険料を納付(免除を含む)。
 ※ 未納者と未加入者を合わせた約460万人は、国民年金(自営業者など)加入対象者数の約2割。

《公的年金加入者の状況(平成16年度末※)》

7,069万人



↑ 未納者 424万人
 ↑ 第1号未加入者 36万人
 } 460万人

※ 各種統計資料より作成したものであり、時点が異なるものも含んでいる。

○ 未加入者数の推移

平成7年度	平成10年度	平成13年度	平成16年度
158万人	99万人	63万人	36万人

※ 職権適用による未加入者の減少が納付率低下の一要因

○ 全額免除者(学生納付特例含む)数の推移

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
524万人	400万人	439万人	458万人

※ 免除基準改正(厳格化)による申請全額免除者の減少が納付率低下の一要因

免除制度等の概要

◎免除とは

国民年金においては、所得が低い者等について、家族の態様、所得等に応じて、その者からの申請に基づき保険料の全額又は半額を免除できる。(生活保護等は法定免除)

例：家族4人（夫婦子供2人）の場合、所得が162万円未満で全額免除

※夫婦の一方にしか収入がなく、子供が2人とも16歳未満の場合

◎免除の効果

1. 老齢年金等の受給に必要な資格期間に算入される。

例：保険料納付済期間10年＋免除期間15年でも老齢基礎年金支給

2. 10年以内であれば、追納が可能。(通常滞納では、2年で時効)
3. 追納されなかった場合でも国庫負担相当分（現在は1/3）を支給

◎若年者納付猶予、学生納付特例

30歳未満のフリーター層や学生については、所得基準が更に緩和。
ただし、追納がない場合は、国庫負担相当分は支給されない。

○法定免除について

第一号被保険者が、次のいずれかに該当したときは、届出により保険料が免除される。

- (1) 障害基礎年金または被用者年金制度から支給される障害年金その他政令で定める給付の受給権者になったとき。
※ 政令で定める給付・・・①障害厚生年金または障害共済年金（1・2級に限る）、②国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済年金から支給される昭和61年3月以前に支給事由の生じた障害年金 等
- (2) 生活保護法による生活扶助を受けるとき
- (3) 国立及び国立以外のハンセン病療養所、国立保養所、その他厚生労働大臣が指定する施設に收容されているとき

○申請免除について

本人、配偶者、世帯主のいずれもが、次のいずれかに該当するような場合で、保険料を納付することが困難なときは、申請して承認を受ければ保険料が免除される。

- (1) 前年の所得が、その人の扶養親族等の有無及び数に応じて、次の式で計算した額以下であるとき
 - ①全額免除
(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円以下
 - ②半額免除
118万円+扶養親族等の数×38万円以下
- (2) 被保険者かまたはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助またはこれに相当する援助（教育、住宅、医療、生業などの扶助・援助）を受けているとき
- (3) 地方税法に定める障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下であるとき

- (4) 天災、その他厚生労働省令で定める事由に該当して、保険料を納めることが著しく困難である場合
- ① 天災、すなわち震災、風水害、火災その他これらに類する災害により被害金額が財産のおおむね2分の1以上となる損害を受けたとき
 - ② 失業により保険料を納付することが困難と認められるとき

○学生納付特例について (平成12年度～)

学生本人が一定所得以下の場合には、申請により、親に保険料負担を求めることなく、本人が社会人になってから保険料を納付できるようにし、学生期間中の保険料納付は要しないこととするもの。

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他の教育施設等に在学する20歳以上の学生または生徒であって、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 学生本人の前年の所得が、扶養親族等の有無および数に応じて、次の式で計算した額以下であるとき

$$118\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円}$$

- (2) 被保険者かまたはその世帯の人が、生活保護法による生活扶助以外の扶助またはこれに相当する援助(教育、住宅、医療、生業などの扶助・援助)を受けているとき
- (3) 地方税法に定める障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下であるとき
- (4) 天災、その他厚生労働省令で定める事由に該当して、保険料を納めることが著しく困難である場合

○若年者納付猶予制度について (平成17年度～)

30歳未満の第一号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人及び配偶者の所得要件によって、申請により保険料の納付が猶予される制度が創設された。

学生を除く30歳未満の第一号被保険者であって、本人及び配偶者の前年の所得が、その人の扶養親族等の有無及び数に応じて、次の式で計算した額以下であるとき

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$$

国民年金保険料の免除等該当者数

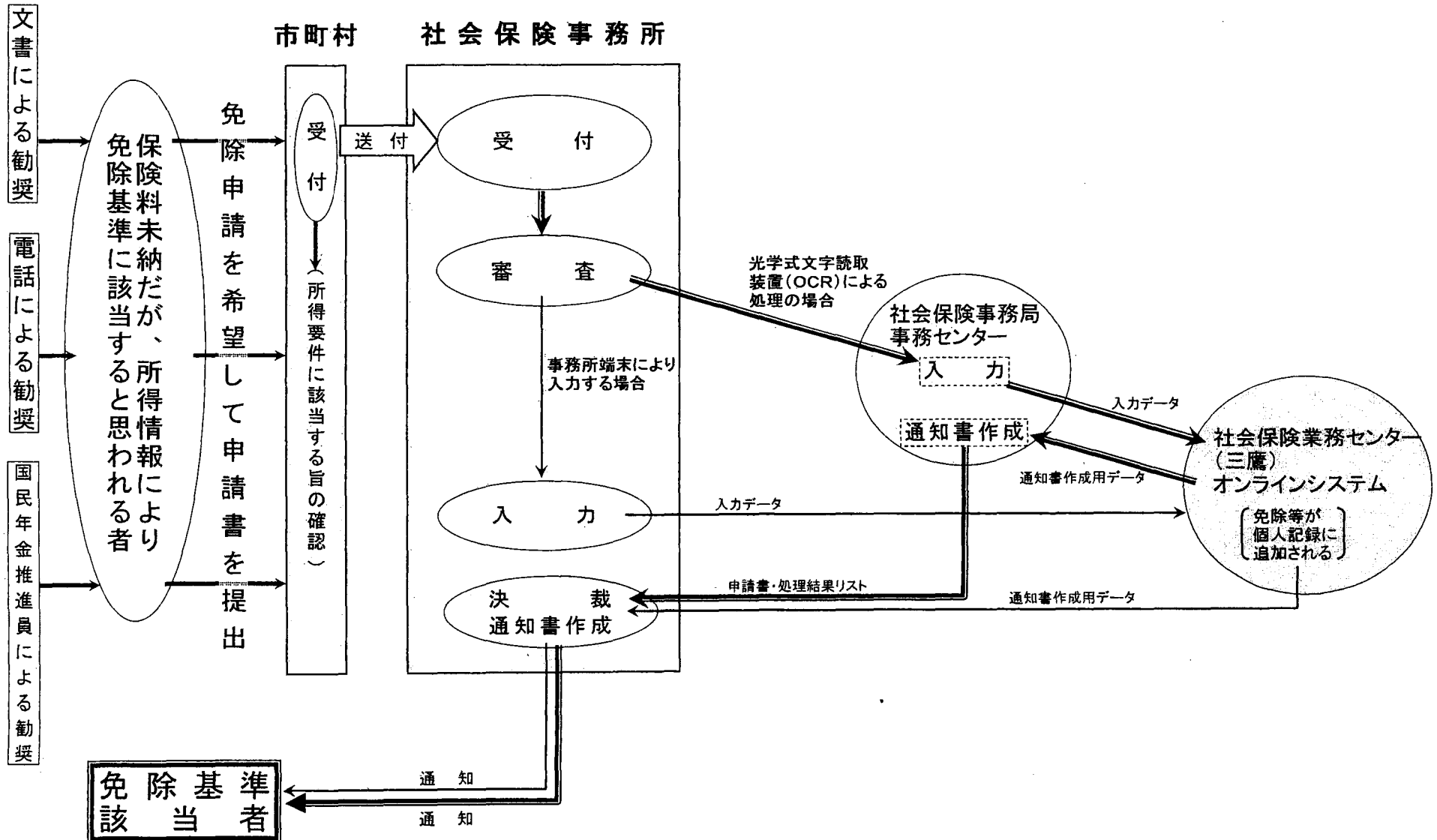
(年度末現在、単位:万人)

	第1号被保険者(任意加入除く)	全額免除者	(再掲)	(再掲)	学生納付特例者	若年者納付猶予
			法定免除者	申請全額免除者		
平成13年度	2,177	376	99	277	148	/
平成14年度	2,206	246	103	144	154	
平成15年度	2,208	271	106	165	168	
平成16年度	2,183	285	109	176	173	
平成17年度	2,157	334	113	222	176	

※ 平成13年度までは市町村において保険料(現年度分)を徴収。平成14年度からは国(社会保険事務所)において保険料を徴収。

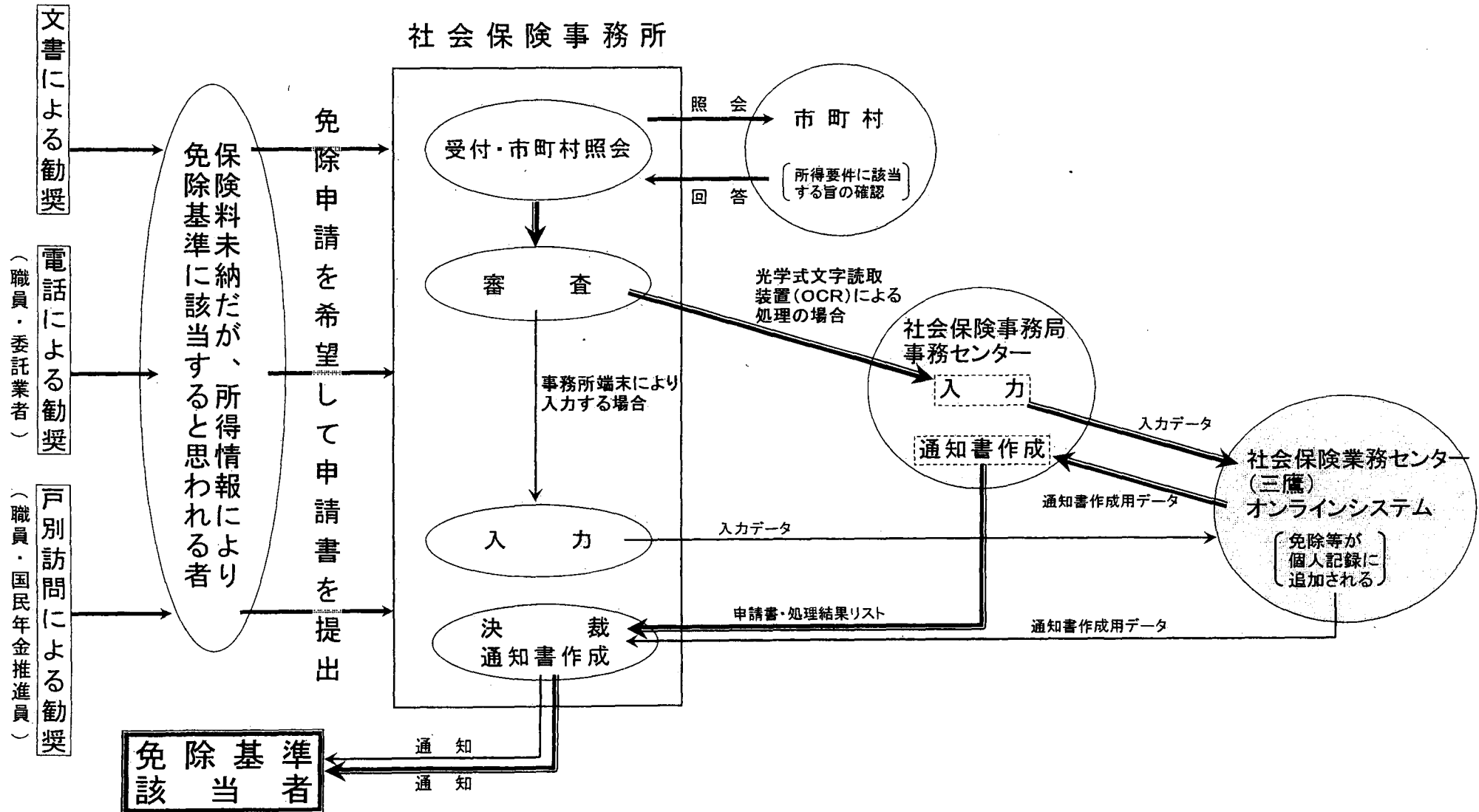
免除承認の事務処理の流れ

(市町村を經由して申請する場合)



免除承認の事務処理の流れ

(社会保険事務所に直接申請する場合)



納付率向上に向けた戦略（平成18年度）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入 (H17.4~)
 - (口座振替率)
 - 16年度末 17年度末 19年度目標
 - 37% → 40% → 50%
 - 651万人 660万人
- 任意加入者の口座振替の原則化 (H19.4~)
- コンビニ納付の導入 (H16.2~)
 - 17年度利用状況 589万件
- インターネット納付の導入 (H16.4~)
 - 17年度利用状況 14万件
- クレジットカード納付の導入 (H18年度~)
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化 (H17.11~)

未納者

市町村からの所得情報

高所得層

中間層

低所得層

納付督促の実施

催告状（手紙）

H16年度 4,021万件
H17年度 3,418万件

電話

H16年度 649万件
H17年度 823万件

戸別訪問（面談）

H16年度 1,341万件
H17年度 1,774万件

集合徴収（呼出）

H16年度 1,929万件
H17年度 1,952万件

強制徴収の実施 □不公平感の解消と波及効果

	16年度	17年度
最終催告状	31,497件	172,440件
納付等	18,511件	43,248件
財産差押え	448件	2,697件

平成18年度
35万件、最終的に60万件
実施可能な体制を構築

度重なる
催告にも
応じない

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員シフト

- 電話納付督促の外部委託 (H17.4~数値目標設定)
- 面談による納付督促に成果主義を導入 (H17.10~)
- 市場化テストによる民間ノウハウの活用 (H17.10~)

全社会保険事務所単位で行動計画の策定・進捗管理(H16.10~)

免除などの周知・勧奨

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し後で納付できるしくみ）を周知・勧奨し、年金権を確保、年金額を増額

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知 (H16.10~)
- 若年者納付猶予制度の導入 (H17.4~)
- 免除基準の緩和・免除の遡及 (H17.4~)
- 申請免除手続の簡素化 (H18.7~)
- 多段階免除制度の導入 (H18.7~)
- 法定免除手続の簡素化 (H18年度~)
- 学生納付特例の申請手続の簡素化 (H19.4~)

事業主との連携

事業主からの情報提供及び保険料納付の勧奨等に関する協力 (H18年度~)

国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付など (H19.4~)

社会保険制度内の連携

保険医療機関、介護保険事業者等、社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨 (H19.4~)、長期未納の場合は指定等を行わない (H20.4~)

広報・年金教育等

- 年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭
- 学生・生徒に対し、年金制度の意義等に関する理解を促進
- ポイント制・年金カードの導入等、きめ細かい情報・サービスの提供

※下線部は、今般法律等により新たに措置する事項